

### (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

#### ア 重点事項

##### (カ) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」 に基づく受動喫煙防止対策に関する事項

- a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
- b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
- c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用

##### (キ) 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」 に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c 相談窓口等の明確化
- d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
- e 両立支援コーディネーターの活用
- f 産業保健総合支援センターによる支援の活用

事業者の方へ

支援を受ける方へ

医療機関・支援機関の方へ

両立支援とは？

取組事例

お役立ちコンテンツ

シンポジウム

両立支援に取り組むには  
どのようなことから  
始めればよい？



▶ 事業者の方はこちら

両立支援を  
受けるためには？



▶ 支援を受ける方はこちら

コーディネーター  
養成研修について  
職場情報、診療報酬に  
ついて



▶ 医療機関・支援機関の方はこちら

お役立ちコンテンツ

▶ ちりょうさ

▶ ダウンロード

▶ 各都道府県の相談機関一覧



両立支援とは？

ちりょうさの  
治療と仕事の  
両立支援ガイド



今年も開催！ 「シンポジウム／セミナー」

NEW

過去アーカイブはこちら

2021年度

2020年度

2019年度

2018年度

New

新たなマニュアルを  
作成しています

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく  
▶ 治療と仕事の両立支援のための  
事業場における環境整備マニュアル（仮称）はこちら



ダウンロードしてください

令和3年3月改訂

企業・医療機関連携マニュアル

事業場における治療と仕事の  
両立支援のためのガイドライン(参考資料)

令和6年3月改訂

事業場における治療と仕事の  
両立支援のためのガイドライン

### (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

#### ア 重点事項

##### (ク) 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項

- a 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること
- b 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと
- c 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと
- d 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認  
来年に備えて対策を検討する

##### (ケ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
- b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保





# 1. 熱中症の原因と発生しやすい職場の条件

## 蒸し暑い環境

- 高温多湿で無風の屋外作業
- 空調設備のない屋内での作業
- 工作機械等が密集している工場内
- 炎天下・照り返しのある場所

## 身体負荷の高い作業

- 身体全体の筋力を使う作業
- 長時間にわたる作業
- 自己判断で休憩が取れない作業
- 飲料を摂取しづらい作業

## 体調が良くない

- 二日酔い
- 寝不足
- 下痢(脱水状態)
- 持病(糖尿病・心臓病等)

休憩場所がない

管理体制に不備

予防対策グッズ未使用

# 熱中症

体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節ができなくなり、身体の機能が損なわれる

## 2. 暑さ指数 (WBGT)

Wet Bulb Globe Temperature (湿球黒球温度)

暑さ指数 (WBGT) は、熱中症を予防することを目的とした指標  
作業場所における暑さ指数が、基準値を超えるおそれがある場合には  
熱中症になる可能性が高くなるので対策を講じる



### 暑さ指数を確認する

熱中症予防情報サイトで確認できる



熱中症  
予防情報サイト



<https://www.wbgt.env.go.jp/>

### 暑さ指数を測定する

WBGT指数計で自分の職場で測定できる



詳しくはこちら



<https://neccyusho.mhlw.go.jp/img/04.pdf>





### 3. 高年齢や持病がある作業員への配慮



加齢に伴い心身機能が低下



脱水症状・体熱放散困難



薬の作用で心身機能が低下



発汗抑制・脱水症状

生活習慣病・うつ病・不眠症の  
治療をしている人は特に注意が必要

心配なことがある場合は、主治医・産業医に相談する

### (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

#### ア 重点事項

##### (コ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項

- a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
- b ストレスチェックの実施、  
ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進
- c 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
- d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- e 中小企業における**団体経由産業保健活動推進助成金**の活用

##### (サ) 女性の健康課題に関する事項

- a 女性の健康課題に関する**健康教育や相談体制の整備等**の取組の実施
- b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、  
産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
- c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用



## 団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

傘下の中小企業等に産業保健サービスを提供しませんか？

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。

事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供する費用・事務の一部を委託する費用の総額の**90%**（上限**500万円**（一定の要件を満たした団体※は**1,000万円**）を助成します。 ※構成事業主が50以上であること等

※1団体につき年度ごとに1回限りです。

### 対象となる団体等

次のうちいずれかであること

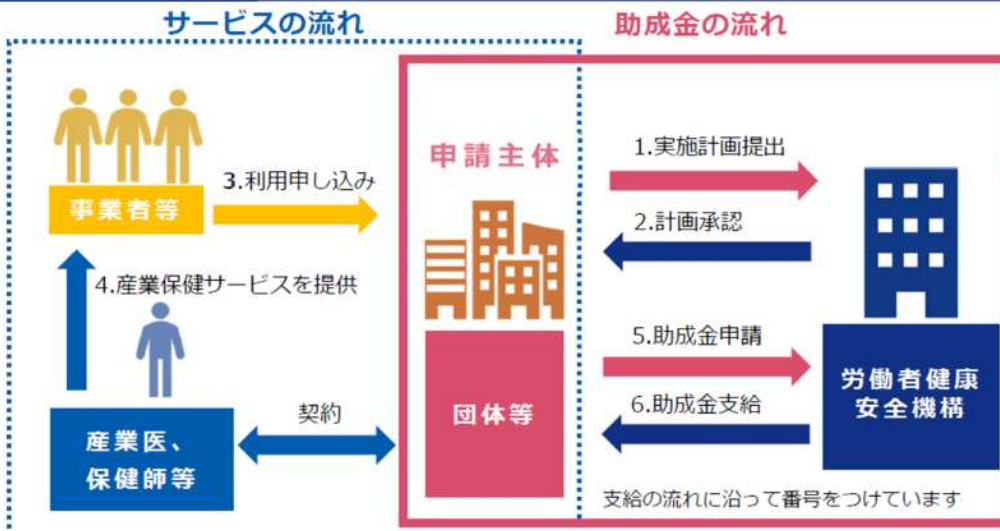
#### 事業主団体等

事業主団体又は共同事業主であって、中小企業事業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていること等、一定の要件を満たす団体等

#### 労災保険の特別加入団体

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条第3号に掲げる者の団体または同条第5号に掲げる者の団体であって、一定の要件を満たす団体

### 助成の仕組み



全国労働衛生週間リーフレット裏面「産業保健活動総合支援」のQRコードからご覧ください。

- ④ 医師、保健師、看護師等による健康相談対応※
- ⑤ 医師、保健師、看護師、社会保険労務士、両立支援コーディネーター等による治療と仕事の両立支援
- ⑥ 医師、保健師、看護師等による職場環境改善支援※
- ⑦ 医師、保健師、看護師等による健康教育研修、事業者と管理者向けの産業保健に関する周知啓発※

※化学物質取扱に係る健康相談、改善指導、研修等も対象になります。

この他、事務の一部を委託する費用も対象となります。

### 助成金支給の流れ

- ▶ 原則、先着順で受付します。
- ▶ 実施計画提出の期日前であっても、予算の上限に達する等の場合は、受付を停止します。

1. 実施計画提出 (交付申請)	〆切：令和6年12月27日(金) 必着
2. 計画承認	1の受付後、原則30日以内
3. 助成対象	計画を承認された期間（最長で令和7年2月21日まで）において、提供されたサービスの費用+事務費の総額の90%（上限あり）
4. 助成金支給申請	計画を承認された期間の最終日から起算し、30日後の日又は令和7年2月28日のうち、いずれか早い日まで 必着
5. 助成金の支給	令和7年3月31日まで

①郵送 ②Googleフォーム ③jGrants（電子申請システム）のいずれかにより、申請が可能です。詳細は、右下の二次元コード又はURLをご確認ください。

### お問い合わせ

本助成金に関する詳細は、こちらをご確認ください。  
ご相談、ご質問は、こちらのチャットボットが便利です。

チャットボットで解決しない場合は下記までお問い合わせください。  
お問い合わせが重なりと繋がりにくい場合があります。あらかじめご了承ください。

労働者健康安全機構労働者医療・産業保健部産業保健業務指導課  
電話番号：0570-783046



<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/default.aspx>



# 働く女性の健康応援サイト→

独立行政法人労働者健康安全機構  
埼玉産業保健総合支援センター

有所見者の医師等  
意見聴取 申込

ホーム

センターのご案内

研修・セミナーのご案内

ご相談・お問合せ

トップ > 産業保健情報 > 働く女性の健康管理

## 産業保健情報

### 働く女性の健康管理

#### 【健康・食事】

- [働く女性の健康応援サイト \(厚生労働省\)](#)
- [女性の健康推進室 ヘルスケアラボ \(厚生労働省\)](#)

#### 【妊娠・出産】

- [妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ \(厚生労働省\)](#)
- [仕事と不妊治療の両立について \(厚生労働省\)](#)
- [働く女性の母性健康管理措置、母性保護規定について \(厚生労働省\)](#)
- [母性健康管理指導事項連絡カードの活用方法について](#)
- [不妊治療を受けながら働き続けられる職場作りのためのマニュアル \(厚生労働省\)](#)
- [不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック \(厚生労働省\)](#)
- [不妊治療連絡カードリーフレット \(厚生労働省\)](#)

#### 【ワークライフバランス】

- [仕事と育児 カムバック支援サイト \(厚生労働省\)](#)

# 女性の健康推進室 ヘルスケアラボ→

働く女性の心とからだの応援サイト

はじめに  
特集ページ  
妊娠出産・母性健康管理サポート  
女性特有の健康課題  
企業ご担当の方へ  
企業取組事例  
研修用資料・動画一覧  
Q&A  
専門家コラム  
法律・制度  
リンク集  
お知らせ

### 私が健康で働き続けるために

自分のことなのに意外と知らないカラダの事、ココロの事。いきいき働き続けるために知っておきたいこと

詳しくみる

### 妊娠出産・母性健康管理サポート

働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために女性労働者や企業の方が知っておきたいこと

詳しくみる

女性の健康推進室  
ヘルスケアラボ HealthCareLab

はじめに 女性の健康ガイド 病気を治す セルフチェック マタニティトラブル レジビ

ヘルスケアラボはすべての女性の健康を支援するために、厚生労働省の研究所が作成し、令和6年度より厚生労働省補助金事業として運営されています。

## ヘルスケアラボ eラーニング学習

人事担当者、スポーツ関係者、中高年女性、養護教諭の方必見！  
「女性の健康のため」の動画が全て無料で視聴できます

完全無料・登録不要

学習を始める

更新 2023/08/18 「摂食・嘔吐」の記事を追加修正しました

更新 2023/07/10 総記事「食生活」を公開しました

お知らせ一覧

### 摂食障害(拒食、過食)でお悩みの方へ

詳しくはこちら

気になる女性の病気  
子宮内腫瘍？  
子宮筋腫？  
セルフチェック

妊娠中の気になるQ&A  
マタニティトラブル

みんなが気になる！  
女子力アップ  
レジビ

はじめに

すべての女性に見てほしい女性のからだこころの特性

### (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

#### イ 労働衛生3管理の推進等

#### (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実



### (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

#### イ 労働衛生3管理の推進等

##### (イ) 作業環境管理の推進に関する事項

- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- c 事務所や作業場における清潔保持
- d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

##### (ウ) 作業管理の推進に関する事項

- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

### (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

#### イ 労働衛生3管理の推進等

#### (エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項

- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、  
**医師からの意見聴取及び事後措置の徹底**
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による  
保健指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う  
**特定健診・保健指導との連携**
- d 健康保険法に基づく医療保険者が行う**保健事業との連携**

#### (オ) 労働衛生教育の推進に関する事項

- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する  
能力向上教育の実施

# 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

## 1.健康診断及び事後措置の実施の徹底

- **健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。**

**特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。**

○有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

○事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

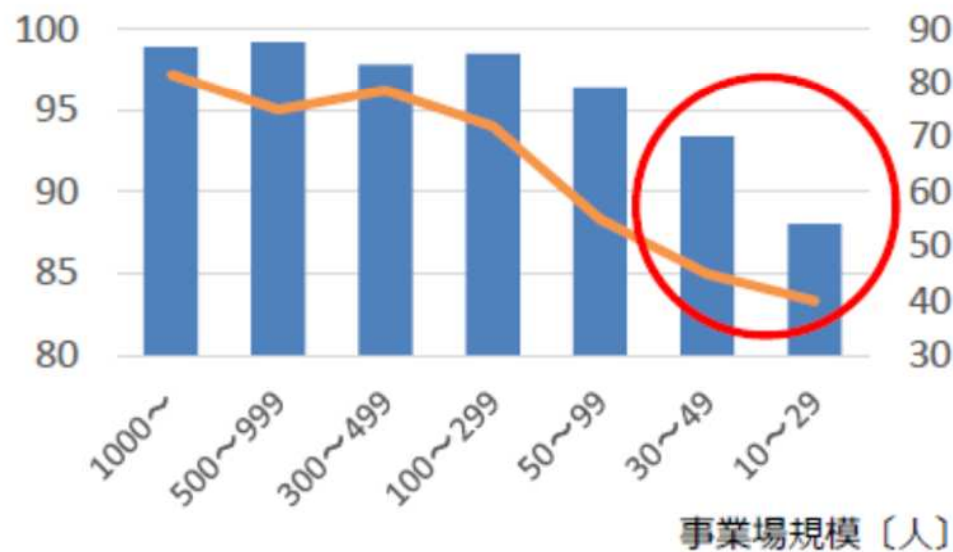
○事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針→



### <事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合>

健診実施率〔%〕      有所見者に対する医師意見聴取率〔%〕



■ 健診実施率      — 医師意見聴取率

（出典：令和4年労働安全衛生調査）



チェックリストにご記入いただき、  
本日、会場内の提出箱にご提出いただくか、  
後日、ご提出ください！（9月30日まで）

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です  
～健康診断と事後措置の徹底を！～

健康診断と健康診断実施後の措置を実施できていますか？

次のア～キの事項についてチェックし、実施できていない事項は、改善してください。

事業場の名称			
事業場の所在地	労働者数	計 うち派遣労働者 うち外国人労働者	人 人
担当者 職氏名	電話番号		
ア	定期健康診断を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 1年以内に行っている <input type="checkbox"/> 1年以内に行っていない <input type="checkbox"/> 予定している <input type="checkbox"/> 未定	
イ	一定の有害業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 6ヶ月以内に行っている <input type="checkbox"/> 対象者がいない <input type="checkbox"/> 6ヶ月以内に行っていない <input type="checkbox"/> 予定している <input type="checkbox"/> 未定	
ウ	健康診断の結果の記録を保存していますか。	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	

### (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

#### イ 労働衛生3管理の推進等

(カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項

(キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項

(ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項

(ケ) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康に就業するための取組の推進に関する事項

a 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進

b 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進

## 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定しました

このパンフレットでは「ガイドラインの基本的な考え方」、個人事業者等の皆さまに「自身で実施していただきたい事項」、注文者等の皆さまが「注文者等として実施していただきたい事項」などをまとめています。

このガイドラインは、個人事業者等<sup>※1</sup>は労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであるという基本的な考え方のもと、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、注文者等<sup>※2</sup>が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取り組みの実施を促すものです。

なお、雇用契約を締結せず、形式的には個人事業者等として請負契約や準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、個々の働き方の実態に基づいて、労働基準法上の「労働者」であるかどうかが判断されます。「労働者」に該当すると判断された場合には、このガイドラインによらず「労働者」として、労働安全衛生法等の労働関係法令が適用されることにご留意ください。

※1 個人事業者等：事業を行う者のうち労働者を使用しないものおよび中小企業の事業主または役員

※2 注文者等：個人事業者等に仕事を注文する注文者、または注文者ではないものの、個人事業者等が受注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示・調整等を要するものについて必要な干渉を行う者

ガイドライン全文はこちら

[個人事業者等の安全衛生対策について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

ご不明な点などがございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。



## 個人事業者等の健康管理の基本的な考え方

### ① 個人事業者等

個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要です。各種支援を活用し、自ら健康管理を行いましょう。

### ② 注文者等

注文を受けて仕事を行う場合、注文者等による注文条件等が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性があります。個人事業者等が健康を適切に管理するためには、注文者等が必要な措置を講じることも重要です。また、個人事業者等が健康に就業することは、当該個人事業者等と継続的に業務を行う注文者等にとっては、事業継続の観点からも望ましいです。

### ③ 業種・職種別団体や仲介業者等

個人事業者等や注文者等の取り組みを広く定着させていくため、団体等には、個人事業者等および注文者等がこれらの取り組みを円滑に実施することができるよう、必要な支援を行うことが期待されます。

## 健康管理のために実施する事項

個人事業者等は、各種支援を活用しながら、以下の事項を実施してください。

- 健康管理に関する意識の向上
- 危険有害業務による健康障害リスクの理解
- 定期的な健康診断の受診による健康管理
- 長時間の就業による健康障害の防止
- メンタルヘルス不調の予防
- 腰痛の防止
- 情報機器作業における労働衛生管理
- 適切な作業環境の確保
- 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力

注文者等は、以下の事項を実施してください。なお、個人事業者等が以下の事項の実施を要請したことを理由として、個人事業者に対する不利益な取り扱いをしてはいけません。

- 長時間の就業による健康障害の防止
  - ・ 注文条件等の配慮、注文条件等により長時間就業となり疲労が蓄積した個人事業者から求めがあった場合における医師の面談機会の提供
- メンタルヘルス不調の予防
- 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等
- 健康診断の受診に要する費用の配慮
- 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保



### (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

#### ウ 作業の特性に応じた事項

##### (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項

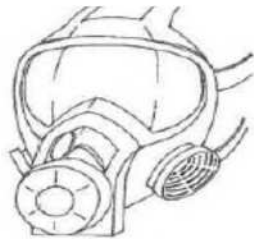
- a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした  
**「第10次粉じん障害防止総合対策」**に基づく取組の推進
  - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
  - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
  - (c) じん肺健康診断の着実な実施
  - (d) 離職後の健康管理の推進
  - (e) **その他地域の実情に即した事項**
- b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

##### (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項

# 9月は粉じん障害防止総合対策推進強化月間です

## 粉じん障害防止対策に関する意識高揚と 自主的な粉じん障害防止対策の取組みを！！

粉じん障害防止対策を効果的に推進し、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識を高揚させ、自主的な粉じん障害防止対策の実施の活性化を図るため、全国労働衛生週間準備期間の9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、集中的かつ効果的な対策の推進を図ることとしています。



### 「粉じん障害を防止するために事業者が重点的に講ずべき措置」

より具体的実施事項（抜粋）

#### 1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

##### (1) 保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進

「保護具着用管理責任者」を選任し、令和5年5月25日付け基発0525第3号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」等に基づき、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させること。

##### (2) 電動ファン付き呼吸用保護具の使用

電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクを使用する場合と比べて、一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなどの観点から、より有効な健康障害防止措置であり、じん肺法第20条の3の規定により粉じんにさらされる程度を低減させるための措置の一つとして使用すること。

##### (3) 作業環境測定結果が第三管理区分の作業場所に対する措置の強化への取組み

作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、その改善が困難な場所では、厚生労働大臣の定めるところにより、濃度を測定し、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること、当該呼吸用保護具に係るフィットテストを実施することが義務付けられた（令和6年4月1日施行）。

# 「粉じん障害を防止するために事業者が重点的に講ずべき措置」 より具体的実施事項（抜粋）

## 5 その他 地域の実情の即した事項

### (1) **アーク溶接作業**と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策

ア 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則(平成 24年 4月 1日施行)

の内容に基づく措置の徹底

イ 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた  
作業環境の改善

ウ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

エ 健康管理対策の推進

オ じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

### (2) **金属等の研磨作業**に係る粉じん障害防止対策

ア 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等

イ 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境  
の改善

ウ 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施

エ 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底

オ 特別教育の徹底

カ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

キ たい積粉じん対策の推進

ク 健康管理対策の推進





### (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

#### ウ 作業の特性に応じた事項

##### (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項

- a 騒音健康診断の実施
- b 聴覚保護具の使用
- c 騒音障害防止対策の管理者の選任

##### (エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項

##### (オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項

# 騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました

大きい音にさらされ続けると、耳の機能が損なわれて難聴になることがあります。大切な耳を守るため、職場における騒音対策に取り組みましょう。

## ガイドライン改訂の主なポイント

### ■ 騒音障害防止対策の管理者の選任を追加

管理者を選任して、組織的にガイドラインに基づく対策を実施しましょう。

### ■ 騒音レベルの新しい測定方法（個人ばく露測定と推計）の追加

### ■ 聴覚保護具の選定基準の明示

JIS T8161-1に基づき測定された遮音値を目安とし、必要かつ十分な遮音値のものを選定するよう追加しました。

### ■ 騒音健康診断の検査項目の見直し

定期健康診断（騒音）における4000ヘルツの聴力検査の音圧を、40dBから25dBおよび30dBに変更しました。

雇入れ時または配置替え時や、定期健康診断（騒音）の二次検査での聴力検査に、6,000ヘルツの検査を追加しました。

## ● 以下の対策に取り組んでいますか？

職場の体制	<input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理者の選任 <input type="checkbox"/> 元方事業者の場合は、関係請負人への指導・援助
作業環境管理	<input type="checkbox"/> 騒音レベルの測定※ <input type="checkbox"/> 騒音レベルが一定（85dB）以上の場合、改善措置（騒音源の低騒音化・遮蔽など）の実施※ <input type="checkbox"/> 測定結果の記録と保存（3年間）
作業管理	<input type="checkbox"/> 聴覚保護具の使用※ 等価騒音レベルが90dB以上の場合や、等価騒音レベルが85dB以上で手持動力工具を使用する場合などは必ず聴覚保護具を使用しましょう。
健康管理	<input type="checkbox"/> 雇入れ時または配置替え時の健康診断（騒音）の実施 <input type="checkbox"/> 定期健康診断（騒音）の実施※ <input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果に基づく事後措置の実施 <input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果の記録と保存（5年間） <input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果の労働基準監督署への報告
労働衛生教育	<input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理者選任時の教育 <input type="checkbox"/> 労働者への教育※

※ 騒音レベルが一定未満の場合は省略可能

### (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

#### ウ 作業の特性に応じた事項

#### (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項

- a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

#### (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

#### エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進（略）

#### オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- a **安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮**
- b **その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮**



2023年4月より

# 労働者と同じ場所で 危険有害な作業を行う個人事業者等の 保護措置が義務付けられます！



2023年4月から  
労働者と同じ場所で  
「※危険有害な  
作業」を行う  
個人事業者等を

保護するための  
措置が事業者に  
義務付けられること

知っている  
かな？

ええっ!?  
そうなの？

どう  
変わるん  
だろう？





## 2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者にも義務付けられます。

### ※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石棉障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

## 法令改正の主な内容

### 1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

### 2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること

## 2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者にも義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2 に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

- ・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び压力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

## 法令改正等の主な内容

### 1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で行う作業を行う労働者以外の人もその対象とすること
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること

### 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務付けられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

### 重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、  
① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面  
② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面  
については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。



# 労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、  
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届  
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
  - 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
  - 特定元方事業者の事業開始報告
- など多くの届出等が電子申請可能です



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html)

電子申請の詳細は  
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局  
広報キャラクター たしかめたん

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

## 労働安全衛生法関係の 届出・申請等帳票印刷に係る 入力支援サービス

インターネットで帳票を作成できます



※e-Govに連携し電子申請が可能です。

サービスの利用において  
事前の申請や登録は不要です



※電子申請をする場合はe-Govアカウントが必要です。

### 労働安全衛生法関係の 届出・申請等帳票印刷に係る 入力支援サービスとは？

「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、インターネットを利用し、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う申請や届出の支援をするサービスです。届出する様式(帳票)を作成・印刷したり、画面から入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することができます。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

現在は以下の様式(帳票)の作成または電子申請ができますが、皆様のご要望を踏まえて作成できる帳票を拡大する予定です。

- 労働者死傷病報告
- 定期健康診断結果報告書
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告書
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告

\* 「電子申請」を利用する場合、e-Govアカウント、G BizID、またはMicrosoftアカウントが必要です。

\* 「電子申請」の場合は、スマートフォンなどのモバイル端末での操作もできます。

\* 「電子申請を利用しない」場合は、申請や届出のオンライン申請はできません。作成した様式(帳票)を印刷して所轄の労働基準監督署に提出してください。

入力支援サービスへのアクセス方法はこちら

- 検索窓から **安全衛生 入力支援** と入力
- <https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/> を直接入力



ご清聴いただきありがとうございます  
ございました  
ご質問等ございましたら、  
お気軽にお問い合わせください



# 令和6年度 第75回 全国労働衛生週間

『推してます みんな笑顔の 健康職場』

川越労働基準監督署 安全衛生課